

多治見市スポーツ協会表彰規程

(目 的)

第1条

多治見市のスポーツ振興に著しく貢献したもの及びスポーツ大会において優秀な成績を納め、他の模範となったものについて本規程により表彰する。

(表彰の種類)

第2条

- (1) スポーツ勲功賞
- (2) スポーツ功労賞
- (3) スポーツ功績賞
- (4) スポーツ荣誉賞
- (5) 特別優秀選手賞
- (6) 優秀選手賞

(受彰の資格)

第3条

表彰は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) スポーツ勲功賞
 - ア. 本会の役員（会長、副会長）として6年以上、会の発展に寄与したもの。
- (2) スポーツ功労賞
 - ア. 本会の役員（理事、監事、評議員）として10年以上所属し、スポーツ振興に著しく功績のあったもの。
 - イ. 加盟団体の役員（会長、副会長、理事長）として10年以上所属し、スポーツ振興に著しく功績のあったもの。
- (3) スポーツ功績賞
 - ア. 加盟団体の役員（理事、監事等）として20年以上所属し、スポーツ振興に著しく功績のあったもの。
- (4) スポーツ荣誉賞
 - ア. 日本代表として国際大会に出場したもの。
 - イ. 日本記録樹立又は全国大会において3位以内に入賞したもの。
- (5) 特別優秀選手賞
 - ア. 県代表として東海大会以上の大会に男子10年、女子6年以上出場したもの。
 - イ. 全国大会において6位以内に入賞したもの。
- (6) 優秀選手賞
 - ア. 県代表として全国大会に出場したもの。
 - イ. 県大会において優勝したもの。
 - ウ. 東海大会で3位以内に入賞したもの。

(表彰の時期及び副賞)

第4条 表彰の時期及び副賞は、次のとおりとする。

- (ア) 表彰は、毎年市民スポーツ大会の際に行う。ただし、特に必要があると認めときは、その都度行うことができる。
- (イ) 副賞は、記念章とする。

(選 考)

第5条

選考は、多治見市スポーツ協会又は加盟団体（会員）から推薦されたものを、理事会の審査を経て会長が表彰する。

第6条

第3条以外で功績のあったものは、本会会長が推薦し、理事会の議決を経て表彰することができる。

（感謝状）

第7条

本会に、多額の金品を寄附した法人、及び個人に対し、感謝状を贈る。

多治見市スポーツ協会表彰規程内規

第3条関係

- | | |
|-------------|--|
| (1) スポーツ勲功賞 | 現職にあるものは、推薦の対象とならない。 |
| (2) スポーツ功労賞 | 同賞での再表彰はおこなわない。 |
| (3) スポーツ功績賞 | 同賞での再表彰はおこなわない。 |
| (4) スポーツ荣誉賞 | |
| ア. 日本代表 | 交流試合、親善試合を除く。 |
| イ. 全国大会 | 種目団体が主催する選手権大会、国民体育大会、実業団大会、高体連大会、中体連大会。 |
| (5) 特別優秀選手賞 | |
| ア. 年 数 | 継続でもよい。 |
| イ. 全国大会 | (4) のイに準ずる。 |
| (6) 優秀選手賞 | |
| ア. 全国大会 | (4) のイに準ずる。 |
| イ. 県大会 | 県体育大会、都市体育大会、種目選手権大会、高体連、中体連大会。 |
| ウ. 東海大会 | 中部・西日本も適応する。 |

※小学生の扱い

- ・ 種目団体の組織として、定期的な活動がなされている団体及び個人とする。
- ・ 大会は、県内の統一大会であることとする。

表彰の方法

- (1) 第3条の(5)(6)においては、団体の場合は監督賞も含むものとする。
- (2) 団体の場合は、チーム表彰とともに個人表彰もおこなう。

推薦の手続き

- (1) 加盟団体は、第2条に該当するものがあるときは、毎年市民スポーツ大会以前に推薦書を本会会長宛に提出しなければならない。
- (2) 中学、高校の部の推薦については、各学校長の推薦により、中体連、高体連が提出するものとする。
- (3) 小学生は加盟団体長の推薦による。